

秘密保護法問題報道に見るメディア状況

隅井孝雄（元日本テレビ報道記者、国際メディア研究者）

秘密保護法報道と、新聞、テレビ

新聞やラジオテレビでの秘密保護法の報道ぶり、それに対する市民の反応を見る限り、メディアが市民と肩を並べて、共同戦線を張った、ということが出来る。メディアの報道が市民の行動を加速させ、秘密保護法案に反対する世論の高まりに、メディアもまた勇気を持って、取材し、報道する・・・、という循環が見られた。このところ続いていたメディアへの不信感がある程度取り除かれ、メディアの果たす役割についての理解が広がったのではないか。

新聞は産経が秘密保護法の成立を期待する論調を掲げた。読売は「言論表現の自由が保障されれば」という限定つきで、「秘密保護は必要」としたため、終盤になって維新やみんなの修正案を与党が受け入れたことを歓迎した。しかしその他の大手紙、朝日、毎日、日経、東京新聞をはじめ、全国紙、地方紙のほとんどが反対の論陣をはった。地方紙で賛成を主張したのは私の知る限りでは北國新聞一紙であった。新聞の全国の発行部数(4,700 万部)で見ると、反対が(3,500 万部)75%、容認が(1,200 万部)25%にとどまった。

テレビの報道番組でも TBS サンデーモーニング、報道特集が先鞭を付けた後、報道ステーション、ニュースゼロ、数多くのワイド番組で、問題点の指摘があった。従来政権よりで民衆の行動を報道しないと見られていた NHK でさえ、11 月 21 日に開かれた「秘密保護法反対大集会」とデモを 9 時のニュースの中で中継、市民の動きを伝えた。しかし NHK は強行採決については「秘密保護は必要だ、今後建設的な意見を重ねる必要がある」という見方をコメントし、視聴者から不信の声が聞かれた。

視聴者の意見は？ NHK の場合

ところで NHK はじめテレビ局は視聴者の意見、批判を受け止める体制がかなり整えられている。1990 年代の後半からのことだ。

NHK の場合毎月、視聴者の反応がまとめられ公表される。2013 年の衆議院選挙の開票速報について、577 件の反響が寄せられたという。厳しい意見が 57%と圧倒的に多く、好意的意見が 3%にとどまったと報告されている。厳しい意見の内容は「開票前から当確を出すのはおかしい、38 件、当確が早すぎる 27 件、ねじれ解消という言葉はおかしい 72 件などが数値化されている。もっと多くの意見が寄せられる必要があると感じた。

視聴者の意見は？ 民放の場合

民放では東京、大阪、名古屋など大都市の主要放送局が「視聴者センター」を完備しており、電話、ファックス、メール、葉書など寄せられた意見をリアルタイムで社内に(上層部、制作担当者はもちろんのこと)伝えている。明らかな法令違反の申告があれば直ちに調査することになっている。好意的な反応は特に歓迎されている。

膨大な数に上るのは、番組や局の報道姿勢に対する意見ではなく、問い合わせであることは。番組関係者の取って悩みの種であるともいわれている。

BPO の果たす役割

このほか、NHK、民放が1997年に設立した第三者委員会は、放送と人権、放送倫理、青少年番組、一般番組についての視聴者の苦情処理機関としての役割を担っている。この組織は放送をめぐる数々の不祥事(民放ではオウム報道、あるある大事典、NHKでは海老沢勝二会長時代の一連の事件)を受け、放送の改善、人権擁護の徹底などにとって次第に重要性が増していった。

視聴者、あるいは問題となる当事者の申し立てを受けて、審議を行い、結論を公表すると共に放送局に改善命令も出す。意見は月間およそ4,000件前後、そのうち報道番組の公正さなどについては3,000件に上る。

最近の特徴

意見、苦情、問い合わせのうち、問い合わせが圧倒的に多くほぼ80%。批判的意見、建設的意見は最近やや増える傾向にある。ここ数年、右翼、ネット右翼からの激越な攻撃的意見が激増している。

番組に対する励ましは非常に効果的だ。会社上層部、スポンサーなどからの圧力のようなものが感じられる場合、あるいは視聴率がやや低い場合でも、励ましがあれば、良心的な作品内容を守ることができる。あるいは好意的な反響が多く寄せられたために再放送が組まれることがある。

以上